

7 税金

主な用語の定義

◆障害者とは

令和4年12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）の現況において、次のいずれかに該当する、精神や身体に障害のある人

- 身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳の発行を受けている人
- 精神保健指定医などにより知的障害者と判定された人
- 65歳以上の人で障害の程度が障害者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている人 など

◆特別障害者とは

障害者のうち、次の特に重度の障害のある人

- 身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級または2級と記載されている人
- 精神障害者保健福祉手帳に障害等級が1級と記載されている人
- 重度の知的障害者と判定された人（療育手帳にAと記載されている人）
- いつも病床にいて、複雑な介護を受けなければならない人 など

1. 所得税の障害者控除

窓口 横須賀税務署 (TEL 824-5500)

【対象】 本人、同一生計配偶者、扶養親族が障害者である場合

【内容】 次の金額が所得から控除されます。

ア 障害者	27万円	
イ 特別障害者	40万円	
ウ 同一生計配偶者または扶養親族が同居の特別障害者である場合		75万円

【備考】 勤務先で年末調整を受ける場合は、勤務先の給与担当係が窓口です。

2. 市県民税の障害者控除

窓口 市役所 市民税課 (TEL 822-8192)

【対象】 本人、同一生計配偶者、扶養親族が障害者である場合

【内容】 次の金額が所得から控除されます。

ア 障害者	26万円	
イ 特別障害者	30万円	
ウ 扶養親族または同一生計配偶者が同居の特別障害者である場合		53万円

【備考】 「1. 所得税の障害者控除」の手続きをすれば、この手続きは不要です。

3. 市県民税の非課税

窓口 市役所 市民税課 (TEL 822-8192)

【対象】 本人が障害者で、所得が135万円以下である場合（障害年金は所得に含みません）

【内容】 翌年の市民税及び県民税が非課税になります。

【備考】 「1. 所得税の障害者控除」または「2. 市県民税の障害者控除」の手続きをすれば、この手続きは不要です。

4. 相続税の障害者控除

窓口 横須賀税務署 (TEL 824-5500)

【対象】 相続や遺贈で財産を取得した法定相続人が障害者である場合

【内容】 障害者控除の額は、満85歳になるまでの年数1年（年数の計算にあたり、1年未満の期間があるときは切り上げて1年として計算）につき次の金額を相続税額から控除します。

- ア 障害者 10万円×（85歳－障害者の年齢）
- イ 特別障害者 20万円×（85歳－障害者の年齢）

5. 特定障害者に対する贈与税の非課税

窓口 横須賀税務署 (TEL 824-5500)

【対象】 特定障害者が特定障害者扶養信託契約に基づく信託受益権の贈与を受けた場合

特定障害者とは

- 特別障害者
- 障害者のうち精神に障害のある人

【内容】 信託受益権の価額のうち、次の金額までは贈与税がかかりません。

- ア 特別障害者である特定障害者 6,000万円
- イ 特別障害者以外の特定障害者 3,000万円

【備考】 この非課税の適用を受けるためには、財産を信託する際に「障害者非課税信託申告書」を信託会社を通じて所轄税務署長に提出しなければなりません。

6. 身体障害者用物品の購入、借受けに対する消費税及び地方消費税の非課税

窓口 横須賀税務署 (TEL 824-5500)

【対象】 身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造または機能を有する物品で一定のものを購入または借受けた場合

【内容】 身体障害者用物品としての義肢、車いす、盲人安全つえ等の購入、借受けについては、消費税及び地方消費税はかかりません。

7. 非課税貯蓄制度（マル優・特別マル優）

窓口 銀行、証券会社など

【対象】 ア 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人
イ 障害年金を受けている人

【内容】 預金や郵便貯金、公債（国債、地方債）などの元本700万円までの利子所得で課税される所得税と復興特別所得税を非課税にできる制度です。

○マル優の対象となる貯蓄…預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託、有価証券（4種類の貯蓄の元本の合計額が350万円までの利子）

○特別マル優の対象となる貯蓄…国債、地方債

（2種類の額面の合計額が350万円までの利子）

【対象】 ア 身体障害者手帳を持っている人で、次に該当する人

- 視覚1級から3級までと4級の1
- 聴覚2級と3級
- 平衡機能3級と5級
- 音声機能または言語機能3級
- 上肢1級と2級
- 下肢1級から7級まで
- 体幹1級から3級までと5級
- 乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能：上肢機能1級と2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）移動機能1級から7級まで
- 内部1級から4級まで

イ A1またはA2の療育手帳を持っている人

ウ 1級の精神障害者保健福祉手帳を持っている人

【内容】 ①上記の人が所有し、運転する自動車

②もっぱら上記の人が乗るために上記の人と生計を一にする人が所有し、その人が運転する自動車

③上記の人で、障害者のみの世帯であり、上記の人が所有し、常時介護する人が運転する自動車

①～③のいずれかに該当する自動車の自動車税種別割と自動車税環境性能割が減免されます。

詳しくは、県税事務所にお問い合わせください。

【手続】 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、運転免許証、車検証など

【備考】 ア ①～③の「所有」は、リース車を除く自家用車に限ります。

イ ②のうち同居でない場合、障害者と生計を一にすることが確認できる書類（所得税確定申告書の控えなど）も必要です。

ウ 障害者が福祉施設等に入所している場合で、障害者と生計を一にする人が運転する自動車については、障害者の帰宅や通院等のために継続的に週1日以上使用していることが証明されたものに限ります。

エ ③の場合、必要書類については県税事務所にお問い合わせください。

オ 軽自動車の軽自動車税環境性能割が減免になる場合があります。

（登録した日から1月を経過する日までに申請）

9. 軽自動車税（種別割）の減免 窓口 市役所 市民税課軽自動車税担当（TEL 822-9733）

【対象】ア 身体障害者手帳を持っている人で、次に該当する人

- 視覚4級の1まで
- 聴覚・音声・言語・そしゃく3級まで
- 平衡機能3級と5級
- 上肢2級まで
- 下肢6級まで
- 体幹1～3級及び5級
- 内部障害4級まで

イ A1またはA2の療育手帳を持っている人

ウ 1級の精神障害者保健福祉手帳を持っている人

【内容】①上記の人が所有し、本人が運転する軽自動車など

②上記の人が乗るために上記の人または生計を一にする人が所有し、その人が運転する軽自動車など

③上記の人で、障害者のみの世帯であり、上記の人が所有し、常時介護する人が運転する軽自動車など

①～③のいずれかに該当する軽自動車などの軽自動車税（種別割）が減免されます。

【手続】身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、運転免許証、車検証（登録済証・標識交付証明書）、納税通知書（5月初旬に送付）

【備考】①減免できる車両は1人の対象者につき普通自動車などを含め1台に限られます。

②減免申請は納税通知書が届いてから（5月初旬に送付）納期限（5月末）までに市民税課軽自動車税窓口で行ってください。普通自動車と異なり車両登録時に行うものではありません。期限を過ぎると申請はできません。

③初回減免の後、次年度以降継続して減免を受けられる人は、毎年4月初旬に減免確認書（申請書）を送付しますので、必要個所に記入のうえ指定期限までに必ず返送してください。ご回答がない場合、減免を取り消すことがありますのでご注意ください。

④毎年6月初旬に「軽自動車税（種別割）賦課決定及び減免決定通知書」が送付されます。

⑤車両の変更（普通自動車含む）、手帳記載内容の変更、車両名義の変更など減免内容に変更があった場合は新たに減免の申請等が必要になります。前もって市民税課 軽自動車税担当にご相談ください。

10. 個人事業税の減免及び課税対象外 窓口 横須賀県税事務所（TEL 823-0210）

(1) 減免

【対象】1級から4級までの身体障害者が個人で事業を営む場合

【内容】事業税額から5,000円を限度として減免されます。

(2) 課税対象外

【対象】両眼の視力0.06以下の視覚障害者が、あんま、はり、きゅう、その他医業に類する事業を個人で営む場合

【内容】事業税は課税対象外となります。